

早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）のご案内

事業主の経済的事情により離職を余儀なくされた労働者で「再就職援助計画」の対象となった方または雇用保険の特定受給資格者の方を、早期に雇い入れ、賃金（※）を雇い入れ前の賃金（※）より5%以上上昇させた事業主に対して助成します。

※ 毎月決まって支払われる賃金をいいます。詳細は、下部二次元バーコードからガイドブックp11ページをご参照ください。

■ 「再就職援助計画」

事業規模の縮小など経済的事情で相当数の労働者が離職を余儀なくされる場合、事業主は、労働者に対する「再就職援助計画」を作成し、ハローワークの認定を受ける必要があります。

■ 「再就職援助計画対象労働者」

再就職援助計画の対象となった方のことを指し、証明書をお持ちです。

■ 「雇用保険の特定受給資格者」

倒産や解雇など、主に会社都合により離職した方のことを指します。

※特定受給資格者および特定理由離職者の範囲の概要：https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_range.html

助成金の対象

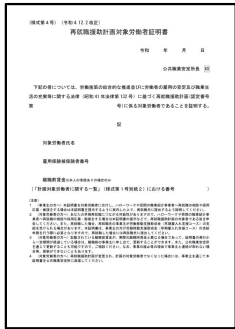
労働者

貴社に雇い入れられる直前の離職の際「再就職援助計画対象労働者（※）」であった方または雇用保険の特定受給資格者であった方

※再就職援助計画対象労働者は、「再就職援助計画対象労働者証明書」をお持ちですので、採用応募時や面接時に証明書の有無を確認してください。

事業主

- ① 「再就職援助計画対象労働者」または「雇用保険の特定受給資格者」を、その離職日の翌日から3か月以内に、雇用保険被保険者かつ期間の定めのない労働者として雇い入れた事業主
- ② 当該労働者を、雇い入れ日から6か月を超えて引き続き雇用している事業主



再就職援助計画
対象労働者証明書

助成額（対象労働者1人あたり）

早期雇い入れ助成

通常	優遇助成※1
30万円	40万円

人材育成支援

早期雇い入れ助成の対象者に対して、雇い入れ日から6か月以内に訓練を開始した場合に助成

			通常	優遇助成※1
OFF-JT	賃金助成		960円（480円）／時間	1,060円（580円）／時間
	経費助成	10時間以上 100時間未満	15万円（10万円）	25万円（20万円）
		100時間以上 200時間未満	30万円（20万円）	40万円（30万円）
		200時間以上	50万円（30万円）	60万円（40万円）
OJT	実施助成		20万円（11万円）	

※1 優遇助成は、一定の成長性が認められる事業所の事業主が、「再就職援助計画対象労働者証明書」に「特例対象者」として記載された方を雇い入れた場合に適用されます。

※（）の記載の金額は中小企業事業主以外の場合の支給金額です。

